



島根県報

令和7年8月29日（金）

第 6 4 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（女性活躍推進課） 2

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（障がい福祉課） 4

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出（ ） 5

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指（ ） 5

定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指（ ） 6

定障害福祉サービス事業の廃止の届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指（ ） 7

定一般相談支援事業者の指定

【公 告】

公共測量の実施（3件）（技術管理課） 7

公共測量の終了（ ） 8

開発行為に関する工事の完了（都市計画課） 8

【特定調達公告】

警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施（警察本部） 8

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 11

【正 誤】

令和7年8月15日付け島根県報第643号中（農山漁村振興課） 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1 規則の概要

(1) 設備使用料の額の改定（別表関係）

種 別	区 分	品 名	使 用 料（1回につき）	
			改 正 前	改 正 後
照明設備	ホール	ボーダーライト	470円	580円
		アッパーホリゾン トライト	570円	640円
		クセノンピンスポ ットライト	1,670円	1,100円
		サスペンションラ イト	60円	70円
		サイドスポットラ イト	60円	70円
		シーリングライト	60円	80円
		照明セット（A）	970円	1,270円
		照明セット（B）	1,520円	2,330円
映像設備	共通	可搬式スクリーン	70円	110円

(2) 設備使用料の新設（別表関係）

種 別	区 分	品 名	単 位	使 用 料 （1回につき）
照明設備	ホール	ローアホリゾントライト	1 列	800円
		フレネルスポットライト（125 W）	1 台	60円
		平凸スポットライト（125W）	1 台	60円
		フレネルスポットライト4色カ ラー（115W）	1 台	70円
		プロファイルスポットライト （310W）	1 台	80円
映像設備	共通	可搬式プロジェクター	1 台	250円
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	20円
		テレビ（40インチディスプレ イ）	1 台	60円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第72号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

照明設備	ホール	ボーダーライト	1 列	470円
		アッパーホリゾンライト	1 列	570円
		クセノンピンスポットライト	1 台	1,670円
		サスペンションライト	1 台	60円
		サイドスポットライト	1 台	60円
		シーリングライト	1 台	60円
		照明セット（A）	1 セット	970円
		照明セット（B）	1 セット	1,520円

」

を

「

照明設備	ホール	ボーダーライト	1 列	580円
		アッパーホリゾンライト	1 列	640円
		クセノンピンスポットライト	1 台	1,100円
		サスペンションライト	1 台	70円
		サイドスポットライト	1 台	70円
		シーリングライト	1 台	80円
		ローアホリゾンライト	1 列	800円
		フレネルスポットライト（125W）	1 台	60円
		平凸スポットライト（125W）	1 台	60円
		フレネルスポットライト4色カラー（115W）	1 台	70円
		プロファイルスポットライト（310W）	1 台	80円
		照明セット（A）	1 セット	1,270円
		照明セット（B）	1 セット	2,330円

」

に、

「

		可搬式スクリーン	1 台	70円
		資料提示装置	1 台	280円
		可搬式ディスプレイ	1 台	190円

」

を

「

		可搬式スクリーン	1 台	110円
--	--	----------	-----	------

		資料提示装置	1 台	280円
		可搬式ディスプレイ	1 台	190円
		可搬式プロジェクター	1 台	250円
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	20円
		テレビ（40インチディスプレイ）	1 台	60円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）第13条第1項の規定により施設等の使用の承認を申請している者に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第485号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人いわみ福祉会	ワークくわの木 かなぎライ ディングパーク	浜田市金城町久佐イ1390－ 8	令和7年4月1日
有限会社司	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町莊原3169－28	令和7年4月1日
合同会社たね	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町莊原3169－28	令和7年7月1日
今太木材株式会社	ツリーハウス 安来駅前教室	安来市安来町2408－7	令和7年7月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社たね	こどもひろばC O C O っ子+	出雲市斐川町上直江322番地 3	令和7年4月1日
N P O 法人益田自立支援セ ンター	ふるーるきっず	益田市戸田町イ978番1	令和7年6月1日
合同会社たね	こどもひろばC O C O っ子	出雲市斐川町莊原3169－28	令和7年7月1日
合同会社たね	こどもひろばC O C O っ子Ⅱ	出雲市斐川町莊原3169－28	令和7年7月1日
今太木材株式会社	ツリーハウス 安来駅前教室	安来市安来町2408－7	令和7年7月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
--------	--------	---------	-------

有限会社司	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年4月1日
合同会社たね	こどもひろばC O C O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年7月1日
合同会社たね	こどもひろばC O C O っ子Ⅱ	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年7月1日
合同会社たね	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年7月1日

島根県告示第486号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社サンフラワーズ	児童発達支援事業所ジュニア クラブ玄季	浜田市相生町4225番地2	令和7年4月30日
有限会社司	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社司	こどもひろばC O C O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日
有限会社司	こどもひろばC O C O っ子Ⅱ	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社司	こどもひろばC O C O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日
有限会社司	こどもひろばC O C O っ子Ⅱ	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日
有限会社司	こどもひろばP I Y O っ子	出雲市斐川町荘原3169-28	令和7年6月30日

島根県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社にこる	居宅介護	ケアステーションにこる	出雲市渡橋町100	令和7年2月1日
株式会社F r o m ハート	就労継続支援B型	らぼはーと	浜田市朝日町1518番地 グランディ朝日2F	令和7年4月1日
社会福祉法人やまゆり	就労継続支援B型	フィリア	出雲市灘分町532番地 1	令和7年4月1日

株式会社みのり	重度訪問介護	あおぞら介護センター 出雲	出雲市下古志町627－ 2	令和 7 年 5 月 1 日
社会福祉法人斐川あし たの丘福祉会	生活介護 就労継続支援 B 型	斐川あしたの丘	出雲市斐川町直江3909 － 1	令和 7 年 5 月 1 日
梅田屋合同会社	居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所すだれ	江津市波子町イ1255－ 230	令和 7 年 5 月 1 日
一般社団法人みんなの 暮らし H a r N a t u	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型はる なつ	出雲市大社町修理免84 － 5	令和 7 年 6 月 1 日
合同会社結縁	就労継続支援 B 型	ワークセンターきずな	出雲市大津新崎町 1 － 46－ 2 栄光ビル 1 階	令和 7 年 7 月 1 日
一般社団法人みらい創 造公社	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型事業 所 出雲お結び	出雲市塩冶町267－ 1	令和 7 年 7 月 1 日
社会福祉法人博愛	短期入所（併設 型） 短期入所（空床 型）	共同生活援助事業所 きぼう	隠岐郡隠岐の島町都万 2582番地 1	令和 7 年 7 月 1 日

島根県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人た すけあい平田	行動援護	N P O 法人たすけあい 平田	出雲市西代町1032－ 4	令和 7 年 1 月 31 日
社会福祉法人いわみ福 祉会	就労継続支援 A 型	多機能事業所ワークく わの木金城第 2 事業所	浜田市金城町下来原 1541－ 8	令和 7 年 2 月 1 日
社会福祉法人旭豊福祉 会	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーあさひ	浜田市旭町今市616番 地	令和 7 年 3 月 31 日
株式会社フィリア	就労継続支援 B 型	フィリア	出雲市灘分町532－ 1	令和 7 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人あ いの会	居宅介護	あいの会	浜田市三隅町三隅370 － 3	令和 7 年 4 月 30 日
株式会社ギフテッド	就労継続支援 B 型	ゆめの森ファーム	出雲市大社町修理免84 － 5	令和 7 年 5 月 31 日
特定非営利活動法人未 来の華	居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所えん	雲南市掛合町入間280 番地 3	令和 7 年 5 月 31 日

島根県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社桃李	地域移行支援 地域定着支援	へいあん堂	出雲市江田町111	令和 7 年 2 月 1 日
社会福祉法人シオンの園	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所シオン	隠岐郡西ノ島町大字別府 205－ 8	令和 7 年 4 月 1 日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和 7 年 8 月 19 日から同年 12 月 31 日まで
- 3 作業地域
松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国防衛局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 8 月 7 日から同年 10 月 15 日まで
- 3 作業地域
出雲市松寄下町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和7年8月20日から同年10月10日まで
- 3 作業地域
益田市大草町地内から津田町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業期間
令和6年9月30日から令和7年3月24日まで
- 3 作業地域
安来市伯太町峠之内地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市荒島町字前田3512番14、3512番15
面積 357.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市下坂田町105番地27
佐々木 佳之

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年8月29日

島根県警察本部長 中村 振一郎

- 1 入札に付する事項
(1) 件名及び数量

警察車両メンテナンス業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が実施する入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (9) 提出書類の提出期限までに、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和 4 年度以降において 1 回以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2247）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和 7 年 9 月 18 日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

4 の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年9月19日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年9月29日（月）午前10時まで

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年9月29日（月）午前10時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月29日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（入札予定金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税に係る金額は、非課税とする。））の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Police vehicle maintenance 1 set
- (2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. September 29, 2025
(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. on September 29, 2025)
- (3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2247)

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年9月1日から施行する。

令和7年8月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

特別室使用料の項中「特別室D 1日につき 6,600円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、6,000円）」を「特別室D 1日につき 6,600円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、6,000円）」を特別室E 1日につき 5,500円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、6,000円）」に改める。

産後ケア（通所型）の項中「9,500円」を「10,000円」に、「12,500円」を「13,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に改める。

正 誤

令和7年8月15日付け島根県報第643号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	下から15	羽根町	波根町